

鹿 児 島 県 公 報

平成28年10月14日（金）第3255号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

○かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）

（生活・文化課取扱い） 1

条 例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月14日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第37号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中ホールの項の次に次のように加える。

ギャラリー 第1	入場料を徴収しない場合	1日につき 27,100円
	入場料を徴収する場合	1日につき 40,700円
ギャラリー 第	入場料を徴収しない場合	1日につき 18,600円

2	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	1 日 に つ き 27,900円
ギャラリー 第 3	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	1 日 に つ き 3,500円
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	1 日 に つ き 5,300円

別表の1の表中 「 中研修室（第1・第2） 」 を 「 中研修室（第1から第3まで） 」 に、

「 小研修室 第2 」 を 「 小研修室（第2・第3） 」 に改め、同表介護実習室の項からパソコン

ン研修室 第2の項までを削り、同表備考2中「及び中研修室」を「，中研修室及び小研修室」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定（同表中ホールの項の次に次のように加える部分を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際現に改正前のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりパソコン研修室 第1又はパソコン研修室 第2の使用許可を受けている者は、それぞれこの条例の施行の日に、改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定により小研修室 第3又は中研修室 第3の使用許可を受けたものとみなす。この場合において、当該使用許可を受けたものとみなされる者に係る使用料は、同条例別表の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。